伊方町入札公告第　４７　号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和７年７月２２日

伊方町長　　高　門　清　彦

１　制限付一般競争入札に付する事項

（１）事 業 名	伊方町国民健康保険診療所医療機器整備事業（瀬戸診療所：一般Ｘ線撮影装置）
（２）納入場所	伊方町三机（瀬戸診療所）
（３）期　　間	契約締結日の翌日から令和７年１２月２６日まで
（４）事業概要	一般Ｘ線撮影装置　一式

２　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

一般事項	（１）伊方町に令和６・７年度製造の請負等入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。		
	（２）政令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。		
	（３）銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。		
	（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。		
	（５）本件入札公告日から落札者の決定日までの間に、伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でない者であること。		
	（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成２３年伊方町条例第２０号）第２条第３号に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。		
個別事項	（７）営業種別等の登録内容	営業種別	医療・介護関連
		営業種目	医療介護用備品
		本支店等所在地	愛媛県内
		本支店等区分	本店、支店又は営業所
	（８）その他	(1)令和２年度以降に特定保守管理医療機器を医療機関へ納入した実績を有すること。 (2)当該医療機器の販売業及び修理業の許可を受けていること。（修理業の許可は企業内の本店及び支店又は営業所のいずれかの許可でも可）	

３　入札参加資格審査申請書等の交付

本件入札の参加希望者に対し、次のとおり申請書等の様式を交付する。なお、本件公告の各期間等における、「執務時間内」とは、伊方町執務時間規則（平成１７年伊方町規則第２号）第２条に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（１）交付期間	令和7年7月22日（火）から令和7年7月28日（月）までの執務時間内
（２）交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
（３）交付方法	無料で交付する。（公告の様式を印刷して使用しても構わないこととする。）

4　入札参加資格の確認

本事業の入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請書及び添付書類等を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

<table>
<tr><td>（１）提出期間</td><td colspan="2">令和7年7月22日（火）から令和7年7月29日（火）までの執務時間内</td></tr>
<tr><td>（２）提出場所</td><td colspan="2">愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課</td></tr>
<tr><td>（３）提出部数</td><td colspan="2">１部</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（４）提出書類</td><td colspan="2">ア　制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウ　入札参加者の医療機器納入実績調書（様式第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">エ　当該医療機器に係る販売業及び修理業の許可の写し（修理業の許可は企業内の本店及び支店又は営業所のいずれの許可でも可）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">（５）入札参加資格審査結果</td><td>ア　通知期限</td><td>令和7年8月5日（火）</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる。</td></tr>
<tr><td>①　申立期限</td><td>令和7年8月8日（金）までの執務時間内</td></tr>
<tr><td>②　申立場所</td><td>愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課</td></tr>
<tr><td>③　回答期限</td><td>令和7年8月13日（水）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（６）入札辞退について</td><td colspan="2">ア　入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を契約担当者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。※持参の場合も入札日の前日までに提出すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。</td></tr>
</table>

5　設計図書の閲覧

（１）閲覧期間	令和7年7月22日（火）から令和7年8月18日（月）までの執務時間内
（２）閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課

6　設計図書の交付

設計図書の交付は、購入希望者に、有償で次のとおり交付する。

ただし、交付希望者は、購入する日の前日の執務時間内の午前中までに電話予約すること。

<table>
<tr><td>（１）交付期間</td><td colspan="2">令和7年7月22日（火）から令和7年7月29日（火）までの執務時間内</td></tr>
<tr><td>（２）交付場所</td><td colspan="2">愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
電話番号 0894-38-2659</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（３）交付方法</td><td>無償交付の場合</td><td>ＵＳＢメモリ（空き容量が ２ＭＢ　以上のものに限る）を持参のこと。
なお、この場合は上記交付場所において、交付希望者持参のＵＳＢメモリに、ＰＤＦ形式のデータで提供することとし、事前予約は要しないものとする。</td></tr>
<tr><td>有償交付の場合</td><td>有料で交付する。（１ページ当り１０円）
ただし、交付希望者は、購入する日の前日の執務時間内の午前中までに電話予約すること。</td></tr>
</table>

7　設計図書に対する質問

（１）設計図書に対する質問 設計図書に対する質問がある場合は、質問事項を記載した書面（様式は任意）を次により提出（ＦＡＸ可）すること。		
	ア　提出期間	令和7年7月22日（火）から令和7年8月1日（金）までの執務時間内
	イ　提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町三机乙2587番地 伊方町役場　瀬戸診療所
	ウ　ＦＡＸの場合の送信先	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課（FAX 0894-38-1373）
（２）回答書は、ＦＡＸにより直接質問者に回答するとともに閲覧に供する。		
	ア　閲覧期間	令和7年8月5日（火）から令和7年8月18日（月）までの執務時間内
	イ　閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課

8　入札及び開札

（１）入札日時	令和7年8月19日（火）　13:30 から
（２）入札場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1　伊方町庁舎　３階　会議室
（３）開札日時	入札日時より、入札場所において開札する。
（４）入札書の提出方法 入札書は、伊方町郵便入札心得に記載された方法により下記の所在地へ提出すること。 〒796-0301　愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1　総合政策課　財政管理係 なお、提出する入札書の様式は、別紙のとおりとし、入札書については、封かんのうえ提出すること。入札書は入札日前日の必着とする。	
（５）入札方法	
ア　入札回数は２回、見積回数は２回までとする。	
イ　入札の執行中に入札又は見積を辞退する場合は、辞退届を提出するか、金額欄に「辞退」と明記した入札書又は見積書を提出すること。	
ウ　見積の２回目で落札者が無い場合は、設計図書の再検討を行い、その結果により再入札等の措置を講じる。	
エ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。	
オ　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。	

9　落札者の決定方法

伊方町財務規則（平成17年伊方町規則第51号）第１１６条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、当該入札価格では契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

１０　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金	免　除
（２）契約保証金	免　除

１１　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

（１）入札参加資格のない者のした入札
（２）入札に関する条件に違反した入札
（３）入札者又はその代理人がした２通以上の入札
（４）代理権限のない者のした入札
（５）入札金額を訂正した入札及び記名押印のない入札
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明りょうであると認められる入札
（７）入札が２回目以降に及んだ場合は、それより前の結果で発表した価格以上での入札又は見積は無効となり、以降の入札又は見積には参加できないこととする。
（８）入札について不正の行為があったと認められる場合

１２　契約書作成の要否

要

１３　電子契約の可否

この契約の締結は、受注者の希望により電子契約の方法によることができる。

※電子契約を希望する場合のみ、開札日までに電子契約利用申請書を入札・受付担当に提出すること。

１４　契約の成立

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が２に掲げる要件（入札に参加する者に必要な資格）のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

１５　その他

（１）この公告に定めのない事項については、伊方町財務規則及び関連する法令、規則及び要綱等による。

（２）詳細又は不明な点については下記の担当課に照会すること。

区　分	担当課	電話番号	住　所
入札・受付担当	総合政策課	0894-38-2659 （直通）	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
事 業 担 当 (契約手続含む)	瀬戸診療所	0894-29-8811 （直通）	〒796-0502 愛媛県西宇和郡伊方町三机乙2587番地